市第592号

技術提案実施公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和9年11月20日

岡山県知事　伊原木 隆太

1　技術提案に付する事項

(1) 業 務 名　　令和9年4月11日執行岡山県議会議員選挙臨時啓発事業
(2) 業務内容　　別紙委託業務仕様書のとおり
(3) 委託期間　　契約締結日から令和9年4月20日まで
(4) 履行場所　　岡山県県民生活部市町村課の指定する場所

2　技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

(1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
(2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類5広告・広報」であり、格付け区分がAであること。
(3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
(5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
(6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領(昭和63年2月1日施行)に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3　契約条項を示す場所

岡山県県民生活部市町村課
〒700－8570　岡山市北区内山下二丁目4番6号
TEL:086－226－7271　FAX:086－221－2148
メールアドレス：sichoson-gyou@pref.okayama.lg.jp

4　技術提案参加手続等

(1)委託業務仕様書の配付の期間及び場所

ア　配付期間　　令和8年11月20日（金）から令和8年12月４日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ　配付場所　　上記3の場所に同じ。
なお、岡山県県民生活部市町村課ホームページ
https://www.pref.okayama.jp/soshiki/17/
からダウンロードすることもできる。

(2)技術提案への参加申請に必要な書類の提出期間、場所及び方法

ア　提出書類　　技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

イ　提出期間　　令和8年11月20日（金）から令和8年12月４日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ　提出場所　　上記3の場所に同じ。

エ　提出方法　　持参又は郵送等（書留郵便その他これらに準じる方法による提出に限るものとし、提出期限内に必着を要する。）

(3)技術提案参加資格要件の審査

ア　審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対して、その旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ　技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年12月10日（木）までに、上記3の宛先にメールで説明を求める書面を提出することができる。なお、メールの送信後に上記３の宛先に電話で連絡すること。

(4)仕様書に対する質問の受付

ア　受付期間　　令和8年11月20日（金）から令和8年12月４日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ　方　法　　「仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）を上記3の宛先にメールで提出すること。なお、メールの送信後に上記３の宛先に電話で連絡すること。

ウ　回答方法　　岡山県県民生活部市町村課のホームページに回答を掲載する。
ただし、本技術提案に直接関係ないもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない、又は回答方法を変更する場合がある。

エ　その他　　技術提案実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

５　技術提案書の提出

(1) 提出期限　令和8年12月14日（月）午後5時まで必着

(2) 提出場所　上記3の場所に同じ。

(3) 提出方法　持参又は郵送等（書留郵便その他これらに準じる方法による提出に限るものとし、提出期限内に必着を要する。）

(4) 提出書類

ア 令和9年4月11日執行岡山県議会議員選挙臨時啓発事業に関する技術提案書（様式第3号）

イ 啓発に係る統一イメージ（デザイン・標語）プラン概要調書（様式第4号）

ウ 啓発ポスターのデザインに係る説明資料

エ 各種啓発資材のデザインに係る説明資料

オ 投票所来場カードのデザインに係る説明資料

カ テレビスポットに係る絵コンテ

・作品の特徴及び狙いと、放送局ごと、放送時間帯ごとの放送回数を記載のこと。

キ ラジオスポット（シナリオ）

・作品の特徴及び狙いと、放送局ごと、放送時間帯ごとの放送回数を記載のこと。

ク 新聞広告のデザインに係る説明資料

ケ Ｗｅｂ広告の配信に係る説明資料

・ 作品の特徴及び狙い、配信媒体ごとの配信回数、配信対象年齢を記載のこと。

コ 独自提案の説明資料

サ 本事業の実施体制、スケジュール及び同種・類似（広告・広報）業務の実績に係る説明資料

※アからサまではA4サイズで提出すること。

サ 見積書

・本業務に係る経費の見積及び内訳を具体的に示すこと。

・岡山県知事宛てとし、代表者印を押印すること。押印を省略する場合は、発行責任者、担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

・見積書は、事業期間が令和8年度及び令和9年度の2年度に及ぶため県の会計年度で区分する必要があり、（ｉ）令和8年度分と令和9年度分の合計を記載したものと、（ii）各年度の内訳を記載したものとを、それぞれ提出すること。

(5) 提出可能なプラン数　1案

(6) 提出部数　10部（正本1部、副本9部）

(7) その他　・5(4)ア及びイは5(6)の提出部数によらず、別葉で1部のみ提出すること。

・5(4)ケにおいて配信対象に応じてデザイン案を使い分けることは可能とする。

・提出書類には、提案参加者の社名、商号等を記載しないこと。（5(4)ア及びイを除く）

６ 契約候補者の選定等

(1) 選定方法　・別紙「令和9年4月11日執行の岡山県議会議員選挙臨時啓発事業業者選定要領」で設置する審査会において、別添の選定基準及び採点基準に基づき、書類審査により総合的に採択案及び契約候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知　・選定後、提案参加者全員に書面により通知する。

7 契約の締結

(1) 業務委託契約書の作成を要する。委託候補者の選定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 その他

(1) 提出期限までに技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出がない場合は、参加意思のないものとして取り扱う。

(2) 応募及び審査に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出後に提出書類の差替又は修正は認めない。ただし、県から指示があった場合は除く。

(4) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は審査の目的以外には使用しない。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3に同じとする。

(6) 本公告のホームページ掲載期限は、令和8年12月14日(月)午後５時までとする。